

土木史および土木技術者倫理

土木技術者倫理 (4) 談合問題と技術者倫理

平成23年度

**東京工業大学
川島一彦**

9. 談合問題と技術者倫理

9.1 談合とは？

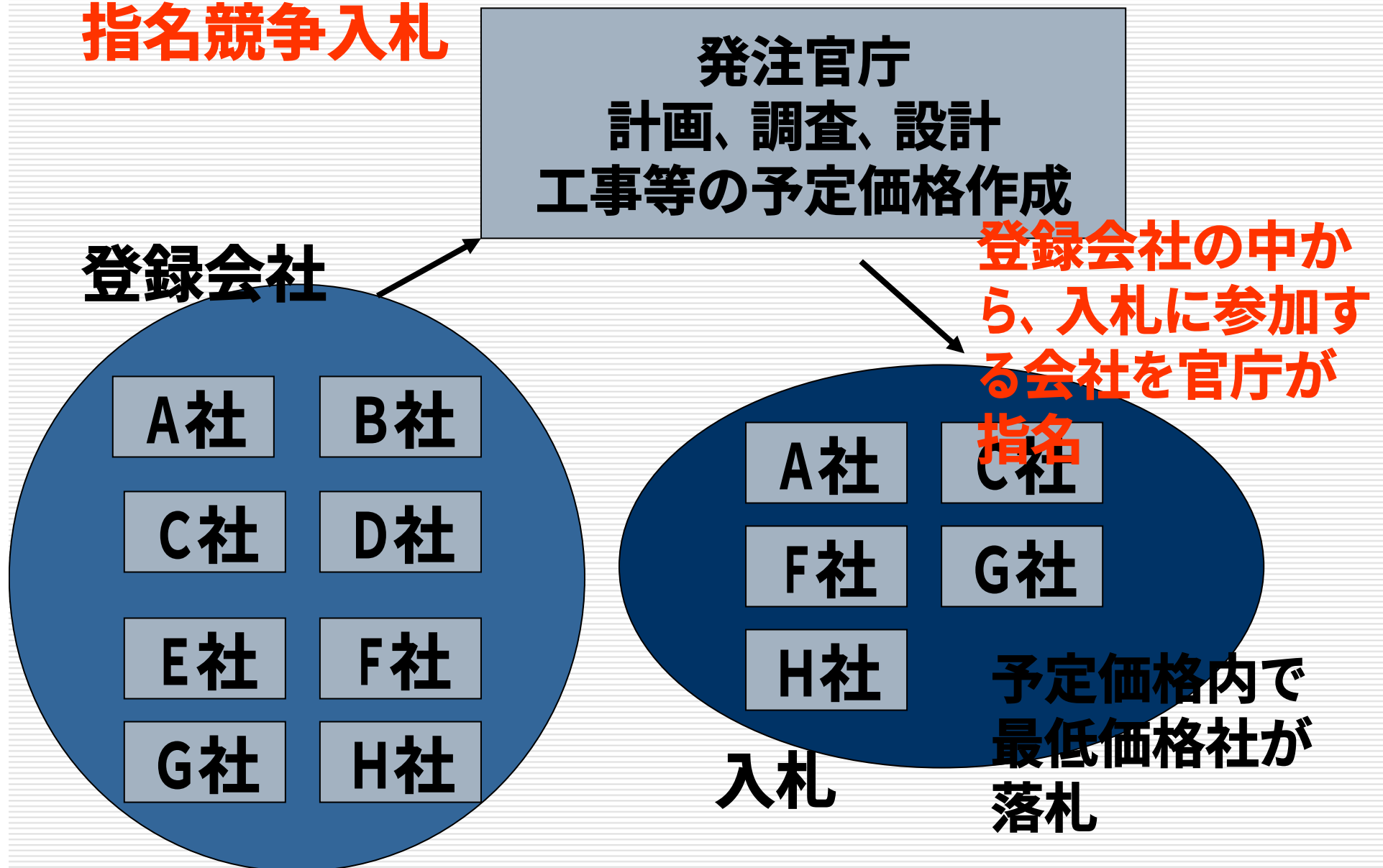
- 入札において、競争で決めるべき落札を事前に落札者を決め、この会社が落札できるように官庁や他の会社が支援すること
- いろいろの形態の談合がある
 - ✓ 民間会社どうしの談合
 - ✓ 官庁がある特定の会社に仕事をさせたいとの意向 (天の声と呼ばれる) を内々に出す官製談合
 - ✓ ...

9.2 談合はなぜ問題か？

- 公平な競争をしないことにより、落札価格が高く維持される。これにより、国民の税金でまかなわれる公共事業では、税金の無駄使いとなる（自由競争の排除）。
- 本来、価格、品質等で努力した会社が落札すべき入札に置いて、公平な競争が阻害される。

9.3 入札システムと深く関わる談合

指名競争入札



9.4 なぜ、談合が行われるか？

- 競争をすると、特定の会社だけが生き残って、業界全体として多数の会社を維持できないための“必要悪”だという見方がされてきた。
- 競争を好まない日本人の気質も影響
- 身内の会社に仕事をさせたいといった政治家の影響力。地元利益誘導型の政治家を歓迎しがちな日本の政治風土
- 価格だけの競争になっているため、技術力のある会社に落札させたいとの官庁側の思惑。

なぜ、談合が行われるか？（2）

●天の声を温存させたいとの役人の思惑

- ✓ある年齢になると“肩たたき”される役人の人事システムでは、天下り先の確保が重要
- ✓指名競争入札制度では、指名権は役人の権力保持の大きな力の源泉
- ✓指名するかわりに、役人の古手を民間に押しつける

9.5 談合は犯罪

1) 独占禁止法 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

- 自由主義経済の基本となる企業間の公平かつ自由な競争の維持、促進を目的とする
- 不当な取引制限 (カルテル)、私的独占、不正な取引方法の禁止を定めている
- 入札談合は不当な取引制限 (カルテル) に該当。
- 違反すると、違反行為の差し止めとそれに付随する一定の措置 (排除措置) や課徴金等の行政措置を受ける。
- 違反者には懲役や罰金、違反行為の存在を知らながら防止しなかった会社代表者に対する罰金等の刑事罰が課される。

2) 刑法

- 談合罪**

公の入札で公平な価格を害し、又は不当な利益を得る目的で談合した者に対し、懲役または罰金

- 競売入札妨害罪**

予定価格の決定に関与した者が、その額を特定の入札予定者だけに内報して入札させる等、偽計を用いて入札の公平を害した者に懲役又は罰金

●官製談合防止法 (入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律)

✓公平取引委員会は、発注機関の職員に入札談合等関与行為があると認められるときは、発注機関の長に対して改善措置を講じることができる。

●指名停止処分

✓予算決済及び会計令 (予決令)、地方自治法により、入札談合等の行為者を2年間入札に参加させないことができる。

承了が47社ルール合談

毎年度末、総会で

橋梁工事

公取 幹事8社告発確認

国が発注する鋼鉄製の橋梁^{きょうりょう}工事を巡り、二つの談合組織に加わるメーカー計47社が毎年、合による受注業者の決定を確認し合っていたことが20日、わかった。各年度末の「総会」で、年度発注分の割り振りを幹事社に一任することを拍手によって了承していたもの。公正取引委員会はこうした行為が独占禁止法違反（不当な取引制限）の構成要件である「事業活動の拘束」に当たると判断、同日、検察当局と告発問題協議会を開き、2003、04年度の幹事社8社を同違反容疑で刑事告発することを最終確認した。〈関連記事31面〉

検察当局は週明けに公取委からの告発を受け、本格捜査に着手する方針で、市場規模が約3500億円と、過去最大級の橋梁談合事件は重大局面を迎える。

公取委の調べや関係者によると、古参メーカーでつくろ談合組織のK会（旧紅葉会、17社）と後発メーカーからなるA会（旧東会、30社）では、国土交通省が発注する鋼鉄製橋梁の工事について、両会の幹事社が、それぞれの会に加わっているメーカーの過去5年間の受注実績をもとにして工事を割り振る、というルールが確立されていた。

事業活動の拘束 独占禁止法は第2条6項で、「不当な取引制限」を「相互に事業活動を拘束し、または遂行すること」と定義し、これを禁じている。1999年に刑事告発された防衛庁調達実施本部（当時）発注の燃料入札談合事件や、2003年に告発された東京都発注の水道メーター談合事件でも、この規定が適用された。



子供たちの生活ふりを語る連池重さん（左、新潟県柏崎市民会館で）と地村保志さん（福井県小浜市役所で）

読売、2005年5月21日

地村保志さん、連池重さん、新潟県柏崎市民会館で



取材には口を閉ざした神田容
疑者(5日、千葉県松戸市で)

神田元理事

独占禁止法違反容疑で逮捕された神田創造容疑者は、公団生え抜きとして理事まで昇進する一方、1995年9月に横河ブリッジへ天下った後は、約9年間にわたり、橋梁^{きょうりょう}談合の中心的存在だった。

9年間談合の中心

公団生え抜き、建設畑

59年に北大工学部土木工学科を卒業し、公団に入社。技術系職員として主に建設畑を歩んだ。87年には、企画調査部(その後企画部)の部長に就任。92年5月から工務(建設)担当理事となり、94年11月に退職するまで、工事の設計や発注などを統括した。

横河ブリッジでは、専務や副社長を歴任。02年以降は顧問を務め、今年6月20日付で辞任していた。公団発注工事の割り振りを始めたのは96年ごろ。三菱重工

ある公団OBは神田容疑者を、「勉強熱心で情熱家だが、強引なところもあった」と評する。新人時代に携わった東名高速道の建設工事では、工法をめぐって上司と意見が対立し、先輩職員の前で悔し涙を流したこともあったという。

元公団幹部によると、神田容疑者が橋梁メーカーと

読売、2005年7月13日

2005年(平成17年)7月26日 火曜日

道路公団副総裁を逮捕

合談合
橋梁

背任容疑など

工事分割 余分な支出5000万

日本道路公団発注の鋼鉄製橋梁工事^{（きょうりょうこうじ）}を巡る談合事件で、東京地検特捜部は25日、公団副総裁の内田道雄容疑者(60)を独占禁止法違反(不当な取引制限)のほう助と背任の疑いで逮捕した。また、東京・千代田区の公団本社や川崎市の内田容疑者の自宅など関係箇所を捜索した。談合事件での背任罪適用は極めて異例。橋梁談合事件は公団現職首脳^{（けんしききう）}の逮捕に発展した。特捜部は今後、内田容疑者を追及し、「官製談合」の全容解明を図る。(関連記事3・34・35面)

公団本社や
自宅を捜索



内田道雄副総裁

調べによると、内田容疑者は公団技師長時代の2004年5月ごろ、橋梁業界で談合が行われていることを知りながら、元公団理事・神田創造容疑者(70)(元横河ブリッジ顧問)から依頼を受け、静岡建設局(現関東第2支社)が一括発注する予定だった第2東名高速道路「富士高架橋」工事(静岡県富士宮市・富士市、発注予定額約98億円、使用鋼鉄量計1万ト余)を分割発注するよう同建設局職員に指示し、神田容疑者らの受注調整を容易にした疑い(独禁法違反のほう助)。

また、橋梁メーカーや内田容疑者の利益を図る目的で工事を分割発注し、少なくとも約5000万円の余計な経費を支出させ、公団に同額の損害を与えた疑い(背任)が持たれている。



の技師長室で、神田容疑者 事を受注できるように、内田容疑者は公団本社内から「たくさんのお客さんが仕事を分割してほしい」な

読売、2005年7月26日

9.6 談合と若手技術者（事例1）

- K君はコンサルタンツF社に入社して3年。熱意を持って仕事に取り組んでいる。
- M市から発注される下水道の設計業務が入札されることになり、K君が実務担当者に抜擢された。
- K君は、特殊なコーティング材を塗布したり、断面係数のあり方をいろいろ検討し、ほぼ見通しをつけることができるようになった。

●見通しがつき始めたある日、上司のT設計課長が顔を曇らせながらK君の所にやってきて言った。

「営業の方針で会社の方針が変わった。残念だけど、これまでの検討は中止して、今回の入札には従来通りの標準的な設計を基本として対応する」

「対象下水道区間に本社が面しているG社が、これまでの経緯等もあり、どうしても今回の設計業務を入手したいと強力に働きかけたからだ」

- T設計課長の上司のU設計部長は、営業部門に設計状況を説明したが、別件の大型案件も控えているので、ここはG社に恩を売っておきたいと営業部門は主張する。
- 他社もG社本命を認めているようだ。
- K君は、ひどくがっかりしたが、「まあ、そういうもんなんだろうな」と自分に言い聞かせることにした。

考えてみよう

- 今回の経験が、将来を嘱望された若手技術者K君の今後にどのような影響を与えるだろうか？
- このような状況を何回も経験した場合、K君は技術者として厳しい競争にうち勝つべく新たな技術の習得や必死の創意工夫を行うだろうか？
- 若手技術者が新たな技術の習得や創意工夫に熱意を持たなくなれば、企業やコンサルタンツ業界の競争力向上を期待することは難しくなり、中長期的には衰退を余儀なくされるのではないか？

9.7 談合による信用の失墜 (事例2)

- A市が発注する道路橋補強工事でB社が指名されたため、S土木部長は入札価格算定のため、検討を開始。
- コンクリート橋脚の補強はB社の得意分野。独自工法採用で、入札価格を抑え、有利な競争が可能とS部長は考えていた。
- 技術検討が大詰めを迎えようとしている時、営業部門から、技術検討の結果出される価格を大きく上回る額で入札するとの方針が出された。

- S土木部長は、その指示にいささか疑念を感じたが、あえて営業部長に対して詳しい説明を受けようとはせず、提示された額に会わせて積算するように部下に指示した。
- 入札の結果、B社はA市の道路橋補強工事を他の指名業者からほんのわずかだけ下回る額で落札した。

1週間後、・・・

●S部長が出勤すると、公正取引委員会の立ち入り検査が始まろうとしていた。公正取引委員会は土木営業部だけでなく、土木技術部も含めて関係書類を押収していった。

B社にとって悪夢のような長い1日が過ぎた。しかし、これは翌日から始まる苦難の序章に過ぎなかった・・・

●翌日の新聞において、A市発注工事に絡む15社の談合疑惑が大々的に報じられ、B社がその調整役を担っていたことも触れられていた。

- B社では連日マスコミも取材対応や市民からの苦情電話の対応、取引先への対応に追われた。
- 公正取引委員会における審判、審決を経て、B社を含む15社は指名停止処分を受けることとなった。
- マスコミがことあるごとに事件の推移を報じたため、B社の社会的信用は地に落ちていった。
- B社の経営状態は取り返しがつかないほど悪化してしまった。

考えてみよう

- 技術部長のように談合の周辺にいて、気づかないふりをすることが、結果的にどのような問題として自分や自分の属する組織に降りかかってくるかを考えてみよう。
- 談合により安易な条件が提示され、技術的な検討作業も簡略化されるかもしれない。しかし、入札の公平性、客観性を阻害し、国民の信頼を損ねることになるのではないだろうか？
- 談合は、技術力を発揮し、技術の研鑽を推し進めることを阻害するのではないだろうか？

鋼橋の談合事件は どうなりつつある か？

レ初荷 成田到着

- 2 京都議定書 見直し開始
- 19 カネミ油症、孫まで影響？

4 小説・松浦寿輝「川の光」

夕刊

読

200

橋梁談合事件 23社への罰金

被告会社	判決
横河ブリッジ、川田工業	6億4000万円
石川島播磨重工業、JFEエンジニアリング	4億8000万円
栗本鉄工所、高田機工	2億8000万円
東京鉄骨橋梁、JST(旧日本鉄塔工業)、駒井鉄工、松尾橋梁、片山ストラテック、トピー工業、日本車輛製造、ハルテック	2億4000万円
日本橋梁、三井造船、サクラダ、住友重機械工業、日立造船、川崎重工業、川鉄橋梁鉄構、佐藤鉄工	2億円
瀧上工業	1億6000万円

国と旧日本道路公団発注の鋼鉄製橋梁工事をする談合事件で、独占禁止法違反(不当な取引制限)の罪に問われた橋梁メーカー23社と川田工業の2社に同法

23社に「横河」元理事ら有

橋梁談合 罰金65億円

違反事件で過去最高となる罰金6億4000万円(求刑・罰金8億円)を、他の21社に罰金1億6000万円、4億8000万円(同2、6億円)を言い渡した。23社の罰金合計額は計64億8000万円となった。

一方、談合の中心的な役割を果たした横河ブリッジ元理事・横山隆被告(60)には懲役2年6月、執行猶予4年(求刑・懲役2年6月)、元公団理事で同社顧問だった神田創造被告(72)には懲役2年、執行猶予3年(同2年)を、他の6被告(2部)が、

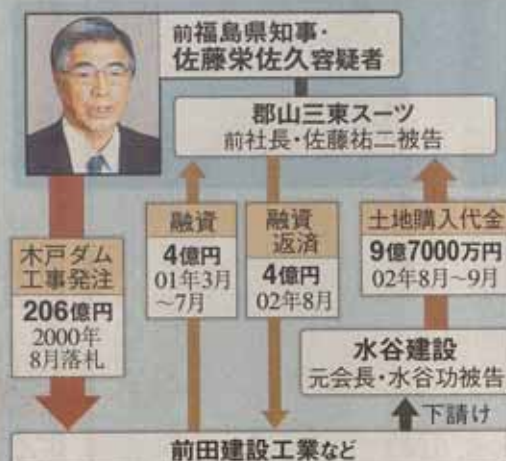
米系投資
イル・
ヤパン・
ファン・
B(株式
受けてい
2部)が、

明

政治の犠牲になりやすい公共工事

佐藤前福島知事 逮捕

■前福島県知事をめぐる収賄事件の構図



車で自宅を出る佐藤前知事（23日午後3時すぎ、福島県郡山市で）

新潟県中越地震から2年を迎えた23日、母子3人が生き埋めとなり、2人が死亡した同県長岡市妙見町の崩落現場では、犠牲者を追悼し、復興を誓う式典が行われた。

式典には、遺族16人と新潟県の泉田裕彦知事ら20人が参列。犠牲者の名簿が置かれた祭壇には、犠牲者の数に合わせて、67個のキャンドルがともされ、地震が発生した午後5時56分になると、全員で

1分間の黙とうをささげた。泉田知事は、「被災された方々の思いを胸に、素晴らしいふさとの復興を必ず成し遂げる」と誓いの言葉を読み上げた。

妻を亡くした長岡市の無職在司陽二さん(77)は参列後、「もう二度とこんなことは起こらないでほしい」と話した。震災による関連死として、この1年間に16人が新たに認められ、犠牲者は67人になった。

＜関連記事38面＞

知事在職中の汚職で逮捕されたのは、02年の徳島県「水谷建設」に約8億が発注工事を巡る汚職事件で逮捕、起訴された内藤寿穂・元徳島県知事(有罪確定)以来、栄佐久容疑者と祐二被告はともに、容疑を否認している。とみられる。

調べによると、祐二被告が社長を務めていた紳士服縫製販売会社「郡山三東スーツ」は02年8月、本社跡地を三重県の中堅ゼネ

福島県が2000年8月に入札を実施した木戸ダム建設工事を巡り、東京地検特捜部は23日、同県の佐藤栄佐久前知事(67)を収賄容疑で逮捕、実弟の佐藤祐二被告(63)を同容疑で再逮捕した。同工事入札の際、準大手ゼネコン「前田建設工業」の共同企業体が受注できるよう便宜を図った見返りに、祐二被告が経営していた会社の土地を、時価を上回る約9億7000万円で購入し、差額分をわいろとして受け取った疑いが持たれている。県発注工事を巡る一連の捜査は、県トップの汚職事件に発展した。△関連記事2・3・38・39面▽

ダム工事収賄容疑 業者と時価超す9億7000万 土地取引

中越地震2年 * 67人に誓う復興

9.8 談合のタイプ

- 民間会社の談合

- ✓受注金額をつり上げる
- ✓カルテル

- 官製談合

- ✓官庁が勧奨退職先を確保するために、予定価格等の情報を漏らしたり、業者選定を不正に行う。

- 政治家による談合

- ✓投票、政治献金に対する見返りとして入札情報を漏らさせたり、業者選定を不正に行う。

9.9 官製談合

- 官庁で活躍した旧技術系公務員が民間で活躍することは、個人としての公務員がそれを希望する場合には、日本全体の人材の有効活用の面から見て、結構なこと。基本的に問題はない。
- しかし、入札契約に違法な関与をしたり、あるいは、旧技術系公務員の採用数をもとに入札参加資格に影響を与えようというのは、プロフェッショナルという視点から見ると、実に悲しい行為。

官庁は公務員の使い捨てをやっていてよいのか？

- 同期が局長になる前から順次、数を減らすという前時代的な人事を変えるべき時期。こんな人事をしているのは、日本の官庁だけだ。
- せっかく採用し、“公”の立場で育てあげた人材を、年を食ったからといって民間に“引き取らせる”のは、人の使い捨てではないか？
- プロフェッショナルとしてのライフタイムにわたって技術系公務員を雇用できないのならば、採用人数を減らしてはどうか？

9.10 談合と技術者倫理

- 談合問題は、建設業界や土木技術者に対する社会の見方に、大変大きなネガティブな影響を及ぼしている。
- 公共事業執行過程において一段と透明性が求められ、反社会的な行動が厳しく糾弾される中で、談合問題を放置することは、企業や官庁にとって大きなリスクとなっている。
- 建設業界や土木技術者が期待するような社会の評価を受けながら社会に貢献していくためには、毅然として談合問題を解決し社会の疑惑を払拭していかなければならない。

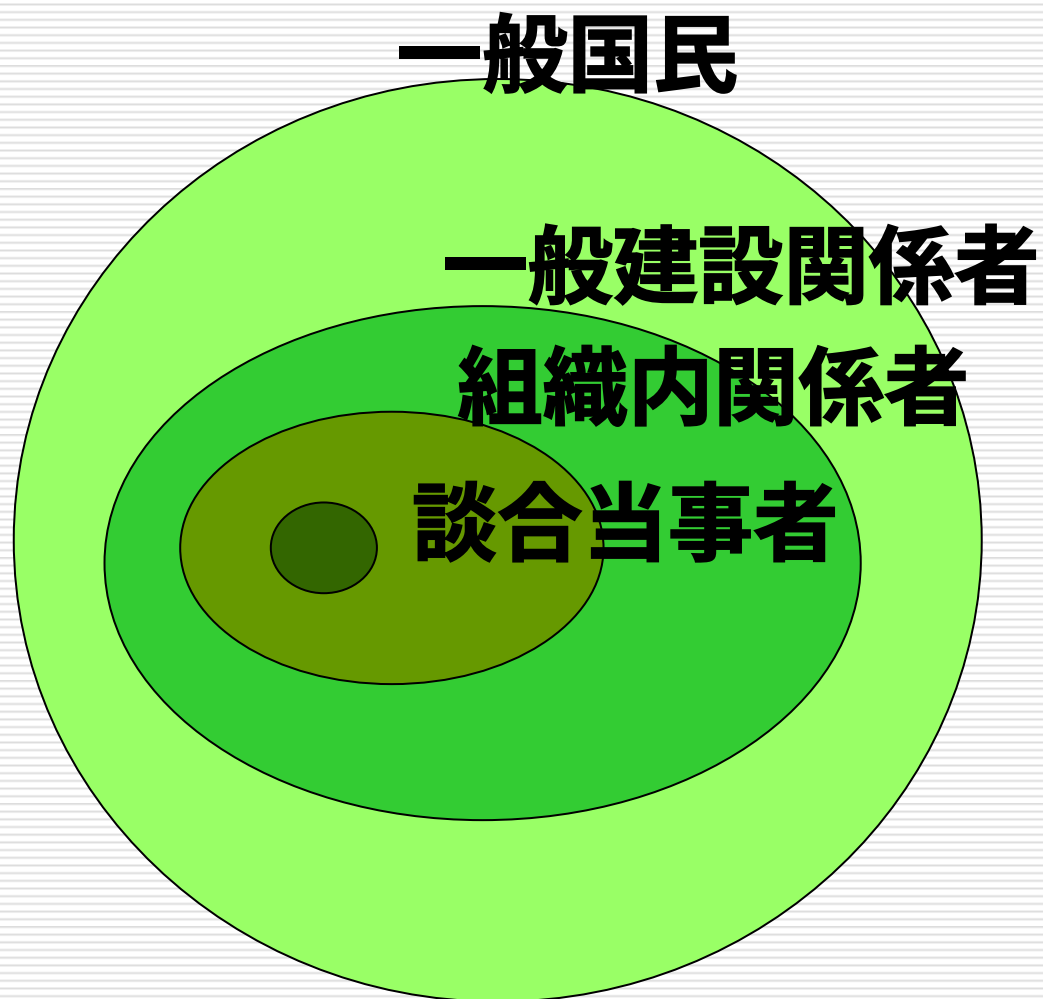
●談合は必要悪ではない。談合は違法行為であり、法令遵守（コンプライアンス）の問題である。したがって、談合は、技術者倫理の問題ではない。

●しかし、談合は長年の商習慣や地域の政治経済社会システムと密接に関わっている。

●違法行為を行なう少数の人間だけの問題と位置づけるのではなく、より広く談合問題に間接的に関わる様々な人々の価値観や行動規範のあり方に関わる問題と捉える必要がある。

●ここでは、技術者倫理が重要な要素となる。

9.10 国民から見た談合問題



●一般建設関係者は、談合問題により大きな影響を受けているが、これにより被害を被っているという意識が欠如している。

●国民から見ると、談合当事者が誰かが区別できないため、建設業界全体が談合に関わっていると受け止めがちである。

9.11 入札制度面だけの改善では不十分

- 公共事業の入札制度が原則として価格のみの競争になっていることが談合を生じやすくしている。
- 公共工事品確法（平成17年4月施行）等、現在進められている価格以外の要素を加味できる各種入札制度の導入等、官民が協力して実行力のある制度を確立要。
- しかし、制度面の改善だけでは不十分で、多くの関係者の意識改革が必要。

9.12 専門家集団としての意識改革の必要性

- 談合体質を放置することに伴い、土木界が社会からどのように見られているか？
- 技術者の誇りやモチベーションを阻害しないか、大学において土木を目指す優秀な学生の激減している等、将来を担う人材確保にどれ程の影響を与えているか？
- 談合体質が厳しい国際競争にうち勝つような企業の成長を妨げていないか？
- 官民の技術者一人一人が真摯に自問し、談合問題を自分たちとは関係がないところで生じている問題との認識を改める必要がある。

9.13 倫理に反した行動を取った企業に向けられる国民の目

- 倫理に反した行動を取った企業に向けられる国民や消費者の目は、年々、厳しくなっている。雪印乳業、三菱自動車、料亭吉兆のように、消費者から、そっぽを向かれて組織の存続に影響の出る企業も増えている。
- 不買運動等で、国民が怒りを当該企業に向けられる場合には、問題を起こした企業に向けられる非難が当該業界全体を非難する声になることはまれ。

9.14 違法行為をした企業だけでなく、土木界全体が悪と見なされがち

- 官発注である建設業では、反社会的な行動や倫理に欠ける行動を取った企業に対して、国民が不買運動等の形で社会的制裁を加えることができない。
- 発注者は不正行為を働いた企業に対して指名停止措置を取るが、一般に指名停止期間は短く、国民の納得を得られるものではない。
- 当該企業は官庁には謝罪したのであろうが、最終発注者たる国民に向けた謝罪はされていない。

違法行為をした企業だけでなく、 土木界全体が悪と見なされがち (2)

- 国民には、どのような再発防止策が採られたかがわからない。
- 不正が発覚したのは運が悪かった、どこも同じことをしているという意識が強く、再発防止策さえ取られないままに、活動を再開する企業もある。
- こうした事例が積み重なり、国民はこれを建設業界の官民癒着ととり、本来、不正を働いた企業に向けられるべき怒りが建設業界全体に向けられるようになる。

違法行為をした企業だけでなく、 土木界全体が悪と見なされがち (3)

- 建設業界は自浄作用の無い、癒着と談合の世界と見なされ、建設業が国民生活の向上にいかに貢献しているかを説いても、聞く耳を持たない状況になっている**
- 法律、企業倫理、個人倫理等、いろいろな問題に関連するが、一人一人の技術者が談合問題と向き合い、これを許さないことが重要。**